

駐車監視員活動ガイドライン

【板橋 警察署】

趣旨

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人の下で、地域を巡回し、放置車両の確認や確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことであり、法律上の資格が必要とされています（反則告知をしたり、金銭の徴収をしたりすることはありません）。本ガイドラインは、このような駐車監視員の活動方針を定めるものです。

活動方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施します。

留意事項

駐車監視員が行う放置車両確認事務は、以下に示す「駐車監視員活動ガイドライン」の範囲内となりますが、当該ガイドラインの範囲外であっても、次の事情に該当する場合は、委託警察署長の指示に従い確認事務を行うことができます。

- (1) 活動場所に赴く途中等において、悪質・危険性、迷惑性が極めて高い放置車両を発見した場合
- (2) 110番等による突発的な駐車苦情に対する措置依頼を受けた場合
- (3) 臨時的な祭礼・催物等により、駐車実態の悪化が予想される場合
- (4) その他、特に委託警察署長が指示する場合

参考事項

警察官は、「駐車監視員活動ガイドライン」の重点路線、地域及び時間帯以外においても、必要に応じた取締り活動を行います。

※ 赤字表示は、新たに指定したもののほか、路線の延長、地域の拡大及び時間の変更を行ったものです。
なお、指定から外した路線等については、末尾に記載してあります。

重点路線

◎ 最重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← → 間		重点時間帯	備 考
1	国道17号	中山道	大和町18番先	板橋1-58先	8-22	
2	国道254号	川越街道	上板橋2-13先	熊野町10番先熊野町交差点付近	8-22	
3	主要地方道318号	環状七号線	本町11番先	小茂根4-10先武蔵野病院前交差点付近	8-22	
4	主要地方道317号	山手通り	氷川町1番先仲宿交差点	南町12番先	8-22	
5	区道	旧中山道	板橋3-27先中山道	本町14番先環状七号線	8-22	
6	区道	下板橋パーキング通り	板橋1-43先中山道	板橋1-4先	9-19 (日・休を除く)	

◎ 重点路線

No	路線名	通称道路名	区 ← 間 →		重点時間帯	備 考
1	都道	養育院前パーキング通り	氷川町6番先仲宿交差点	栄町35番養育院前交番先	9-19 (日・休を除く)	
2	区道	旧川越街道	上板橋1-17先	上板橋2-20先	8-20	
3	都道	放射36号線・要町通り	向原3-10先小竹向原駅前交差点	向原1-4先	8-20	
4	区道	下頭橋通り	弥生町1先	石神井川下頭橋先	8-20	

重点地域

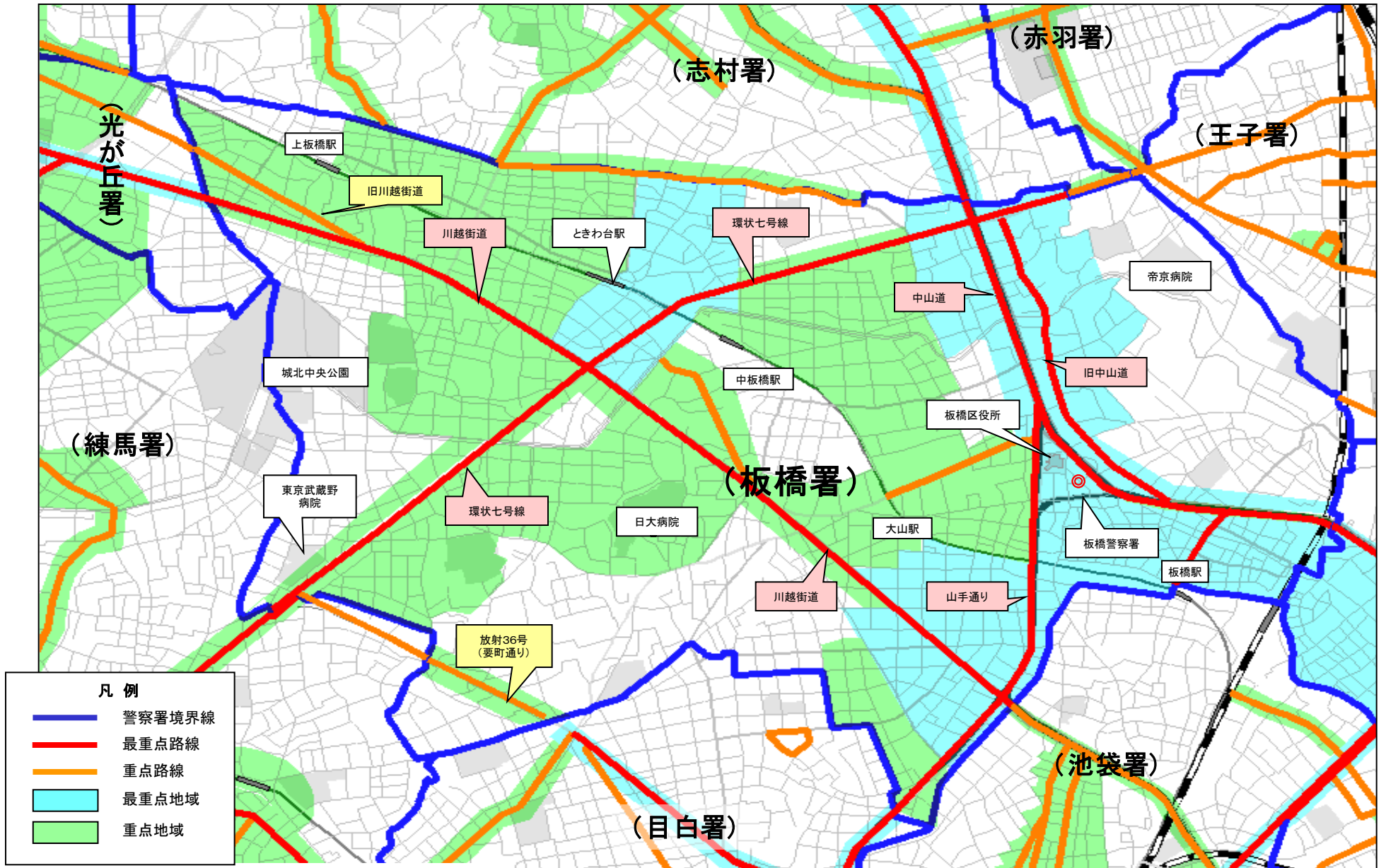
◎ 最重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	中山道、旧中山道周辺(本町・仲宿・大和町地区を含む)	8-22	
2	板橋1丁目・板橋2丁目地区	8-22	
3	熊野町・中丸町・大山金井町	8-22	
4	ときわ台駅周辺(東側)	8-22	

◎ 重点地域

No	地 域	重点時間帯	備 考
1	最重点路線(中山道、旧中山道除く)及び重点路線周辺	8-20	
2	大山駅周辺	8-20	
3	大谷口北町・上町	8-20	
4	中板橋・栄町・双葉町	8-20	
5	ときわ台駅周辺(西側)	8-20	
6	東新町1丁目・2丁目	8-20	
7	上板橋駅周辺	8-20	
8	小茂根1丁目・2丁目	8-20	
9	南町地区	8-20	

板橋警察署 駐車監視員活動ガイドライン



※ 重点(最重点)地域では駐車実態に対応した放置車両確認事務を行うこととなりますので、これに指定する「周辺」の範囲は、当該地図に明示するものと異なる場合があります。